

## 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員退職手当規程

平成18年4月1日  
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第2-7号  
平成19年4月1日  
一部改正  
平成21年4月1日  
一部改正  
平成24年4月1日  
一部改正  
平成25年1月1日  
一部改正  
平成27年4月1日  
一部改正  
平成29年4月1日  
一部改正  
平成29年12月15日  
一部改正  
令和5年4月1日  
一部改正

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の10第2項の規定及び独立行政法人国立青少年教育振興機構職員就業規則（平成18年規程第2-3号。以下「就業規則」という。）第55条の規定に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）に常時勤務する職員（就業規則第22条の職員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (退職手当の支払等)

第2条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- 2 退職手当は、その全額を現金で直接支払うものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。）第24条第1項ただし書の手続きにより、退職手当から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払うものとする。
- 3 退職手当は、その支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、労働基準法第24条第1項ただし書の手続きにより、その支払を受けるべき者の金融機関の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 4 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

### (遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
  - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当)

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の独立行政法人国立青少年教育振興機構職員給与規程（平成18年規程第2-4号。以下「給与規程」という。）に規定する本給の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する状態にある負傷又は病気に限る。以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第10条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

(3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

3 第1項に規定する退職手当の基本額の計算の基礎となる本給の月額、職員が退職の日において休職、停職、減給その他の理由によりその本給の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき本給の月額とする。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第19条若しくは第21条の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の本給の月額（以下「退職日本給の月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理解雇等の場合の退職手当の基本額)

第5条 就業規則第24条第1項第4号の規定により解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続し就業規則第19条若しくは第21条の規定により退職した者若しくはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日本給の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(本給の月額の減額改定以外の理由により本給の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、本給の月額の減額改定（給与規程の改正により当該改正前に受けていた本給の月額が減額されること。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給の月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本給の月額」という。）が、退職日本給の月額よりも多いと

きは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前本給の月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給の月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日本給の月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額  
イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給の月額に対する割合  
ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給の月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程等により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第6項の規定により職員として引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第10条第1項若しくは第12条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第8条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第8条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第9条第2項に規定する場合における国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第6条 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が、就業規則第19条に規定する年齢から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第5条第1項	退職日本給の月額	退職日本給の月額及び退職日本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日本給の月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前本給の月額	並びに特定減額前本給の月額及び特定減額前本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給の月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日本給の月額に、	退職日本給の月額及び退職日本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給の月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給の月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給の月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の調整額)

第6条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第15条第1項の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職、同条第1項第4号に規定する休職を除く。）、独立行政法人国立青少年教育振興機構職員育児休業規程（平成18年規程第2-12号。以下「育児休業規程」という。）第3条の規定による育児休業又は第9条の2の規定による出生時育児休業（以下「育児休業等」という。）、独立行政法人国立青少年教育振興機構職員自己啓発等休業規程（令和5年規程第2-25号）第3条に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）又は独立行政法人国立青少年教育振興機構職員配偶者同行休業規程（令和5年規程第2-26号）第3条に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）その他これらに準ずる事由により職務に従事することを要しない期間のある月（職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうちその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一である休職月等がある休職月等にあつては、職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1（育児休業等をした期間で当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあつては3分の1）、自己啓発等休業をした期間（当該期間中の内容が業務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合を除く）及び配偶者同行休業をした期間にあつてはその月数に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、その者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた職員の区

分に応じて次の各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第4号までに掲げる期間（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）の適用を受けていた期間を除く。以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において、当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により別表イ及びロのとおりとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、退職手当の調整額の計算に関し、次の各号のとおり定める。

- (1) 退職した者が同一の月において別表イ又はロの本給表に係る二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。
- (2) 前号の規定により、退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は当該月において、当該職員の区分のうち調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- (3) 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(退職手当の額に係る特例)

第6条の3 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは給与規程に規定する本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業等をした期間で当該育児休業等に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあつては3分の1とし、自己啓発等休業をした期間にあつてはその月数（大学等における修学又は国際貢献活動の内容が業務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合については、その月数の2分の1）とし、配偶者同行休業をした期間にあつてはその月数）に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 独立行政法人国立青少年教育振興機構非常勤職員就業規則（平成18年規程第2-19号）第2条第1項第1号に掲げる非常勤職員が、退職手当の支給を受けることなく引き続き職員となったときは、当該非常勤職員の在職期間を職員としての引き続いた在職期間に含むものとする。

- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算）

- 第8条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することを定めている地方公共団体に限る。以下同じ。）又は退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等（第9条に定める法人を除く。）（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
  - 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条（第5項を除く。）の規定を準用する。
  - 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。
  - 5 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、前条第4項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。
  - 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、別に定める場合においては、この限りでない。

（国立大学法人等の職員との在職期間の計算）

- 第9条 職員が、引き続いて国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。



- 2 第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国立大学法人等の職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、その他の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 就業規則第43条第6号の規定による懲戒解雇の処分(以下「懲戒解雇処分」という。)を受けた者
- (2) 就業規則第23条(同条第1号を除く。)の規定により解雇された者

(退職手当の支払の差止め)

第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。
  - (2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対して退職手当を支払うことで支障を生じると認めるとき。
  - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 5 理事長は、第1項又は第2項に規定による支払差止処分を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

- 第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度その他の事情及び第10条第1項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中の行為に関し独立行政法人国立青少年教育振興機構再雇用職員就業規程（平成18年規程第2-8号。以下「再雇用職員就業規程」という。）第12条の規定による懲戒解雇処分（以下「再雇用職員に対する懲戒解雇処分」という。）を受けたとき。
  - (3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する懲戒解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当する場合は、理事長は、当該遺族に対

し、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度その他の事情等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第13条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度その他の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたとき。
  - (3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

(遺族の退職手当の返納)

第14条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度その他の事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者の相続人（包括受遺者を含む。）に対し、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行おうとする場合の取扱いについては、この規程又は退職手当法の規定を準用する。

(退職手当の支給制限等の処分の手続等)

第16条 理事長は、第10条第1項、第11条第1項から第3項まで、第12条第1項若しくは第2項、第13条第1項、第14条第1項又は前条の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者に対し、当該処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

- 2 理事長は、第12条第1項第3号若しくは第2項、第13条第1項、第14条第1項又は前条の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取するものと

する。この場合の手続き等については、当該処分の内容その他の事情を勘案し、必要に応じ行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定を準用する。

- 3 理事長は、前項の規定による処分を行おうとするときは、必要に応じ別に定めるところにより、諮問する組織を設置することができる。

#### （退職手当の不支給）

第17条 退職手当は、勤続6月未満で退職した者（第5条第1項に規定する場合を除く。）には支給しない。

- 2 職員が退職した場合（第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員（就業規則第22条の規定により、再雇用された職員を除く。）となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

#### （端数の処理）

第18条 この規程の定めるところにより計算された退職手当の額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### （雑則）

第19条 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。
- 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で、第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする
- 6 退職した者の基礎在職期間中に本給の月額が減額改定（平成18年3月31日以前に行われた本給の月額減額改定を除く。）によりその者の本給の月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給の月額が減額前の本給の月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による本給の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の3第2項に規定する本給の

月額に含まれる本給等については、この限りでない。

7 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が新制度切替日以後に退職することによりこの規程による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）により退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給月額を基礎として、改正前の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「旧退職手当法」という。）第3条から第6条まで及び附則第21項から第23項まで及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成15年法律第62号。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の業務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧退職手当法第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧退職手当法附則第21項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の業務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、この規程第2条の3から第9条まで及び附則第2項から第5項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

8 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

(1) この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日及び施行日において解散前の独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、旧国立オリンピック記念青少年総合センターの職員として在職していた者 施行日

(2) 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて規程第8条第1項に規定する国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となったもの（その者の基礎在職期間のうち当該国家公務員等となった日以前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該国家公務員等となった日

(3) 施行日の前日に国家公務員等として在職していた者のうち職員から引き続いて国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となったもの 施行日

9 前項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第7項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「奉給月額」とあるのは「奉給月額に相当する額」とする。

## 10 削除

11 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。

12 第6条の2の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

- 1 3 本機構設立の際、独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間については、第7条の規定にかかわらず、独立行政法人国立青年の家の職員であった者については独立行政法人国立青年の家職員退職手当規程（独立行政法人国立青年の家規程第34号）、独立行政法人国立少年自然の家の職員であった者については独立行政法人国立少年自然の家職員退職手当規則（独立行政法人国立少年自然の家規則第7-4号）において定められた在職期間を機構の在職期間とみなして、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。
- 1 4 解散前の独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、又は旧国立オリンピック記念青少年総合センターの職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法第2条第1項（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 1 5 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて解散前の独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの職員となり、かつ、引き続き解散前の独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの職員として在職した後引き続いて職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。
- 1 6 削除
- 1 7 削除
- 1 8 この規程の実施にあたっては、当分の間国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

別表（第6条の2関係）					
イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表					
区分	本給表	指定職 俸給表	行政職俸給 表（一）	行政職俸給表（二）	医療職俸給表（三）
			一般職員本 給表（一）	一般職員本給表（二）	医療職員本給表（二）
第1号区分		9号俸 以上			
第2号区分		8号俸 ～4号俸			
第3号区分		3号俸 ～1号俸			
第4号区分			11級		
第5号区分			10級		
第6号区分			9級		7級
第7号区分			8級		6級
第8号区分			7級	6級（別に定める職員）	5級
第9号区分			6級	6級	4級
第10号区分			5級又は4 級	5級、4級又は3級（別に 定める職員）	3級又は2級（別に定め る職員）
第11号区分		第1号区分～第10号区分までのいずれの職員区分にも属しないこととなる者			
備考					
1 本給表欄の上段は、平成8年4月1日から平成13年3月31日までの基礎在職期間に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する俸給表を、下段は平成13年4月1日以後に給与規程に規定する本給表（俸給表）をいう。					
2 第1号区分から第3号区分の適用を受ける職員とは、基礎在職期間に給与法に規定する指定職俸給表の適用を受けたことのある職員及び平成13年4月1日から平成18年3月31日の基礎在職期間に、独立行政法人国立青年の家役員給与規程、独立行政法人国立少年自然の家役員給与規程、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター役員給与規程に規定する本給月額（俸給月額）の適用を受けたことのある職員等をいう。					
3 この表の本給表欄に属しない本給表（俸給表）の適用を受けた基礎在職期間のある者の職員の区分は、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）別表第1イに定める区分に準じることとする。					



別表（第6条の2関係）

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分 \ 本給表	一般職員本給表 (一)	一般職員本給表(二)	医療職員本給表(二)
第1号区分			
第2号区分			
第3号区分	10級		
第4号区分	9級		
第5号区分	8級		
第6号区分	7級		7級
第7号区分	6級		6級
第8号区分	5級	5級（別に定める職員）	5級
第9号区分	4級	5級	4級
第10号区分	3級	4級又は3級（別に定める職員）	3級又は2級（別に定める職員）
第11号区分	第1号区分～第10号区分までのいずれの職員区分にも属しないこととなる者		

備考

- 1 本給表欄は、平成18年4月1日以後に給与規程に規定する本給表をいう。
- 2 この表の本給表欄に属しない本給表の適用を受けた基礎在職期間のある者の職員の区分は、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）別表第1ロに定める区分に準じることとする。